

調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例（案）

1 改正理由

令和6年度から令和8年度までの期間における対象事業費と財源内訳を踏まえ、都市計画税率に関する特例の適用期間を延長するため、調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正するものです。

なお今回の改正では、税率は従前のまま「0.24%」とします。

2 改正内容

(1) 都市計画税について、令和5年度まで適用されている特例税率の適用期間を延長します。

	現 行	改 正（案）
特例税率	100分の0.24	100分の0.24
適用期間	平成30年度～令和5年度	平成30年度～令和8年度

（参考）特例税率 100分の0.01 当たり約1億5,000万円（R5 予算）

(2) 対象事業費の見込

単位：万円

		R 6	R 7	R 8	3 か年計
歳出見込	対象事業費	51 億 2,600	54 億 2,900	55 億 7,400	161 億 2,900
歳入見込	特定財源	12 億 7,800	16 億 2,900	19 億 6,500	48 億 7,200
	一般財源	38 億 4,800	38 億	36 億 900	112 億 5,700
都市計画税 0.24%		34 億 8,800	35 億 4,000	35 億 9,300	106 億 2,100
充当割合		90.6%	93.2%	99.6%	94.4%
【参考】税率 0.25%		36 億 3,300	36 億 8,800	37 億 4,300	110 億 6,400
充当割合		94.4%	97.1%	103.7%	98.3%

【参考】

(1) 税率の推移及び適用期間

S31～S52 税率 100分の0.20（法の制限税率 100分の0.20）

S53 税率 100分の0.25（法の制限税率 100分の0.30）

S54～S62 税率 100分の0.30 同 上

S63～H5 税率 100分の0.27 同 上

H6～H29 税率 100分の0.25 同 上

H30～R5 税率 100分の0.24 同 上

(2) 多摩地域26市の動向（令和5年11月現在）

◎都市計画税率の条例改正なし 3市

◎都市計画税率据置で条例改正 22市

◎都市計画税率 引上げ 1市